

### 唐津市監査委員公告第3号

定期監査結果の公表について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和4年5月18日

唐津市監査委員 竹内 御木 夫

唐津市監査委員 飯田 隆 人

# 定期監査結果報告書

## 1 準拠基準

唐津市監査基準

## 2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

## 3 監査の対象

### (1) 対象とした部署

ボートレース企業局

### (2) 対象とした事項及び範囲

令和2年度における財務等に関する事務の執行及び事業の管理。一部、令和元年度及び令和3年度についても対象とした。

## 4 監査の期間

令和3年12月20日から令和4年5月11日まで

## 5 監査の着眼点

事務の執行（主として財務に関する事務の執行）及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかについて、監査を実施した。

## 6 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係書類及び諸帳簿について全部又は一部を抽出し、その資料に基づき担当職員から事情を聴取しながら実施した。

## 7 監査の結果

不適切な事務処理等で是正又は改善の必要があると認められる事項は、別紙

「是正又は改善が必要な事項」のとおりである。

なお、今回指摘した事項には前回の定期監査で改善等を指摘した事項が含まれている。今後再び、このような不適切な事務処理を行うことのないよう内部統制の整備及び運用による適切なリスク管理に取り組まれない。

## 是正又は改善が必要な事項

### 1 施設貸付に伴う光熱水費の請求について

#### 【総務管理課】

競技部棟内選手食堂の貸借については、一般財団法人日本モーターボート競走会会長と唐津市モーターボート競走場施設貸付契約書が締結され、第7条第4号で使用者において使用する光熱水費は使用者が負担するものと規定されているが、電気料金及びガス料金の使用料請求において次のような不適切な事務処理がされていた。

使用料を請求するにあたっては正確な金額になるよう適正な事務処理を図らきたい。

- (1) 電気料金については、個別に設置したメーターにより月毎の使用電力量に単価を乗じて算出されている。電力量検針表では使用電力量について4月分は478kwh、5月分は527kwh、6月分は388kwhであったが、いずれも3月分の使用電力量である576kwhで積算されていたため4月分から6月分について過大請求になっていた。
- (2) ガス料金については、ガス事業者と年度当初に1年間の物品購入単価契約書を締結し、その契約単価を基に個別に設置したメーターにより月毎の使用量に応じて算出されている。令和元年度の契約単価は当初基本料金1 m<sup>3</sup>まで1,080円、1 m<sup>3</sup>を超える量1 m<sup>3</sup>あたり378円であったが、変更契約により令和元年10月1日から基本料金1 m<sup>3</sup>まで1,100円、1 m<sup>3</sup>を超える量1 m<sup>3</sup>あたり385円となっている。令和2年度においても、契約単価は基本料金1 m<sup>3</sup>まで1,100円、1 m<sup>3</sup>を超える量1 m<sup>3</sup>あたり385円となっていた。しかしながら、実際の請求額は、令和元年10月分から令和3年3月分までの使用料については、令和元年の変更契約前の基本料金1 m<sup>3</sup>まで1,080円、1 m<sup>3</sup>を超える量1 m<sup>3</sup>あたり378円で料金を算定されており1年6か月に渡り過少請求になっていた。

## 2 会計年度任用職員報酬について

### 【総務管理課】

会計年度任用職員の報酬については、唐津市ボートレース企業局会計年度任用職員の給与に関する規程（以下「規程」という。）別表第1に規定されている。

令和2年度において、ボートレース開催事務員の1号職員は基本報酬月額145,200円と定められているが、実際は月額159,600円が支給されていた。

報酬の実支給額と規程に定める額との相違については、前回の定期監査においても指摘しており、今回も同様の事例が見受けられたことは極めて遺憾である。

## 3 広告業務委託契約書における消費税額等の表記について

### 【企画宣伝課】

電話投票の売上向上を図るため、全国発売のボートレース専門誌である月刊マクールに広告を掲載するため、事業者と月刊マクール広告業務委託契約書を締結しており、同契約書第3条により「委託料の額は金3,036,000円（うち消費税相当額及び地方消費税相当額含む。）」と規定され収入印紙1千円（記載された契約金額が200万円を超え300万円以下のもの）が貼付されていた。

しかしながら、国税庁長官名で発出された「消費税法の改正等に伴う印紙税法の取扱いについて（平成元年3月10日付け間消3-2）」によると、消費税の課税事業者が消費税及び地方消費税（以下「消費税額等」という。）の課税対象取引に当たって課税文書を作成する場合に、消費税額等が区分記載されているとき又は、税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引に当たって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等は印紙税の記載金額に含めないものとされている。

したがって、消費税額等について「うち消費税相当額及び地方消費税相当額含む。」と定めた本契約書では、消費税額等が明らかとなる表記とは言えない。

前回の定期監査においても、「（消費税相当額及び地方消費税相当額含む。）」と表記していた工事請負契約書について、唐津市財務規則で定めた消費

税相当額及び地方消費税相当額を記載した工事請負契約書の様式のとおり事務処理をするよう指摘していた。

印紙税法に基づく課税文書の取扱いについては、消費税額等が適正に表記された契約書に改められたい。